

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 月 8 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 1 号

四日市市危険物規制規則の一部を改正する規則

四日市市危険物規制規則（昭和 48 年四日市市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（機器開放等の作業開始の届出）</u></p> <p><u>第 10 条の 2 製造所等の関係者は、当該製造所等が存する事業所敷地内において、製造所等に設置された機器を開放する際に、機器内の物質が空気と反応するなどの要因から発熱し、又は発火するおそれのある作業をしようとするときは、当該作業を開始する日の 3 日前までに、機器開放等の作業開始の届出書（第 7 号様式の 2）により関係図面を添えて消防署長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 消防署長は、前項の規定による届出を受理したときは、火災予防上必要な指示をすることができる。</u></p>	
<p>（申請書等の提出部数）</p> <p>第 17 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる届出書の提出部数は、2 部とする。</p>	<p>（申請書等の提出部数）</p> <p>第 17 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる届出書の提出部数は、2 部とする。</p>

(1)から(9)まで (略)

(10) 21年省令附則第3条第5項に規定する(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)

(11)から(17)まで (略)

(17)の2 第10条の2に規定する機器開放等の作業開始の届出書

(18)から(23)まで (略)

(届出書の交付)

第18条 法第11条第6項、同第11条の4第1項、同第12条の6、同第12条の7第2項、同第13条第2項、6年政令附則第2項、同附則第3項、省令第62条の5第1項括弧書、21年省令附則第3条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)、同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)、23年省令附則第9条第4項及び同条第5項並びに第6条の4、第9条、第12条、第16条、第16条の2、第16条の3及び第16条の4に規定する届出を受理したときは届出済印(第13号様式)を、第8条及び第11条(消防長に係る届出に限る。)に規定する届出を受理したときは届出済印(第13号様式の2)を、第10条第1項、第10条の2第1項及び第11条(消防長に係る届出を除く。)に規定する届出を受理したときは届出済印(第1

(1)から(9)まで (略)

(10) 21年省令附則第3条第5項に規定する(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)

(11)から(17)まで (略)

(18)から(23)まで (略)

(届出書の交付)

第18条 法第11条第6項、同第11条の4第1項、同第12条の6、同第12条の7第2項、同第13条第2項、6年政令附則第2項、同附則第3項、省令第62条の5第1項括弧書、21年省令附則第3条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)、同条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)、23年省令附則第9条第4項及び同条第5項並びに第6条の4、第9条、第12条、第16条、第16条の2、第16条の3及び第16条の4に規定する届出を受理したときは届出済印(第13号様式)を、第8条及び第11条(消防長に係る届出に限る。)に規定する届出を受理したときは届出済印(第13号様式の2)を、第10条第1項及び第11条(消防長に係る届出を除く。)に規定する届出を受理したときは届出済印(第13号様式の3)を、

3号様式の3)を、それぞれ押印し、その1部を届出者に交付するものとする。

それぞれ押印し、その1部を届出者に交付するものとする。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第10条の2関係）

機器開放等の作業開始の届出書

		年 月 日	
四日市市 消防署長			
		届出者 住所 _____	
		氏名 _____ 印	
設置者	住所		
	氏名		
許可年月日		許可番号	
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
機器内の物質、付 着量及び特性			
作業場所			
作業期間	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日		
作業の概要			
発熱等の除去措置			
措置の終了基準			
工事請負者 住所、氏名			
その他必要な 事項			
受 付 欄		経 過 欄	

附 則

この規則は、平成 2 7 年 2 月 1 日から施行する。

(消防本部 予防保安課)